

国立大学法人京都大学会計規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(経理責任)</p> <p>第7条 各経理単位に、経理責任者を置き、経理責任者は、所掌する経理単位における経理事務を処理することについて、権限と責任を有する。</p> <p>2 経理責任者は、職務を忠実に実行し、正確かつ効率的に経理事務を処理しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(経理責任)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、少額な契約については、予算責任者及び予算責任者から予算の配分を受けた者が、契約することができる。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成18年10月30日から施行する。</p>